

社会福祉法人祐徳会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祐徳会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の主たる事務所に週5日勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事に職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 非常勤役員は、無報酬とする。
- 3 評議員は、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事に対する報酬総額は、年間1,200万円以内とし、常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

2 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員の決議によって定めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤理事の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日あたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 役員及び評議員の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、理事で職員の立場を有する

者及び常勤理事に対しては、法人の旅費規則等に準じて、出張費又は通勤手当が支払われる場合を除き、費用は支払わない。

2 役員および評議員には、出張に要する費用（交通費、宿泊費）を、法人の旅費規則に準じて出張費として支給することができる。

3 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年9月12日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成30年3月29日 変更

別表第1 常勤理事俸給法

号	月額（円）
1	300,000
2	350,000
3	400,000
4	450,000
5	500,000

別表2

事項	費用弁済額
・理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、行政官庁監査、研修会等の出席 ・監事監査の出席 ・その他職務遂行のための出勤	1日につき5,000円 ※交通費の実費が上記の額を超える場合は、その実費額とすることができる。
・県内外の出張	法人の旅費規定に定める額
・上記のほか、職務遂行に必要な経費（研修会出席負担金、資料代等）	職務遂行に必要な経費の額